
平成29年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

平成29年12月14日 (木曜日)

議事日程 (第4号)

平成29年12月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

1番 宗 晶子君	2番 小林 和政君
3番 鞆野 希昭君	4番 池亀 豊君
5番 工藤 久司君	6番 宮下 久雄君
8番 信田 博見君	9番 田村 兼光君
10番 塩田 文男君	11番 武道 修司君
13番 田原 宗憲君	14番 吉元 成一君

欠席議員 (2名)

7番 有永 義正君	12番 丸山 年弘君
-----------	------------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君	総務係長 脇山千賀子君
-----------	-------------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君	教育長 …………… 亀田 俊隆君
会計管理者兼会計課長 ……………	永野 賀子君
総務課長 …………… 八野 繁博君	財政課長 …………… 元島 信一君
企画振興課長 …………… 江本 俊一君	人権課長 …………… 武道 博君

税務課長	……………	江本昭二郎君	住民課長	……………	神崎 博子君
福祉課長	……………	椎野 満博君	建設課長	……………	神崎 秀一君
都市政策課長	……………	竹本 信力君	上水道課長	……………	福田 記久君
下水道課長	……………	西田 哲幸君	総合管理課長	……………	吉留梯一郎君
環境課長	……………	長部 仁志君	商工課長	……………	野正 修司君
学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	……………	柿本直保美君
産業課農林水産係長	…	篠田 賢一君	監査事務局長	……………	石井 紫君

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
鞆野 希昭	1. 小中学校の空調設備状況及びこれに伴う予算関係について	①冷暖房設備が設置されていない（除湿機を含む）学校の今後について ②現状の需用費等の予算配分及び執行状況について
	2. 教育現場と地域のコミュニティづくりについて	①人間味ある教育の実態について
	3. 築上町住民交流会について	①進捗状況について
塩田 文男	1. 小中学校の今後について	①中学校の建設が進んでいるが、今後小中学校はどこまでの計画を考えているのか。 ②築上町立学校規模適正化委員会をもう一度開催する考えはないのか
	2. 観光協会をもっと活用するべきでは。	①NPO・第三セクター、指定管理の違いについて ②年間事業はどのくらいあるのか。 ③平成29年度の予算内訳について ④ふるさと納税の返礼品の扱いを委託する考えはないのか。
	3. 公民館からコミュニティセンターへの改編で目指したものは何か。	①文化会館・コミュニティセンター・中央公民館の違いについて ②築上町がコミュニティセンターに求めるものは。 ③自主事業は何をしているのか。
池亀 豊	1. 国民健康保険の都道府県化について	①平成28年度決算ベースの市町村別1人あたり、納付金額の仮算定結果（県提出分）を受けて、築上町国民健康保険はどうなるかと考えているか。 ②国民健康保険税の減免状況について
	2. 買い物弱者について	①買い物弱者対策はどこまで進んでいるか。 ②移動販売について
	3. 有害鳥獣対策について	①有害鳥獣対策について
	4. 庁舎建設について	①庁舎建設基本構想・基本計画（骨格案）について

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程第1、一般質問です。

発言は、昨日の続きの議員からとします。なお、質問は、前の質問者席から行ってください。答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言してください。

これより順番に発言を許します。では、6番目に、**3番、鞆野希昭議員**。鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 鞆野希昭です。

質問の前に、私ごとではありますが、9月議会中にけがをし、皆さんに御迷惑と心配をかけたことを、この場をおかりしましてお礼申し上げます。

それでは、質問に入ります。

初めに、6月議会で小中学校の冷暖房の設置状況を質問いたしましたが、今回は冷暖房が設置されていない学校及び除湿機のみ学校の状況について、再度確認したいと思います。

そこで、冷暖房が設置されていない学校及び除湿機のみ学校は、どこどこですか。お尋ねいたします。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

お尋ねの件でございますが、現在の小中学校の冷暖房機器の設置状況ということでございますが、小学校では、椎田小学校を初め計6校が冷暖房ともに設置をしているということでございます。

それから、中学校におきましては、椎田中学校、それから現在仮設校舎でございますが、築城中学校の両校に冷暖房が設置をされているということでございます。

それから、除湿設備のみ学校が、八津田小学校と下城井小学校の2校ということになっています。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 八津田小学校と下城井小学校の除湿機の機能は、それぞれ個別に操作する機械がついているのでしょうか。それとも、スイッチを入れれば、一斉に全館に入るところなんのでしょうか。そこをお尋ねいたします。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

両校とも、一斉にスイッチを入れて操作をするという形になっています。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 私も、小学校のほうに行ってお尋ねしたんですけども、教室によって除湿機の機能がきかないところがあるそうです。それと、電気代も、去年の使用量の実績までとのくくりがあり、暑い日も我慢することがあるそうです。

毎年、残暑の厳しい時期に、航空祭の練習や米軍再編の共同訓練が行われております。また、昨今、スクランブルの回数も相当多くなっています。やっぱりスクランブルの回数が多くなったということは、東シナ海周辺、日本海周辺に緊張が高まったことではないだろうかと思っておりますが、それに伴い、築城飛行場の飛行機の訓練も時間が延長されてきていると思います。

そういうところで、除湿機を入れて、学校としても予算のくくりがあるものですから、何分以上飛行機が飛ぶ場合は除湿機を入れますと、そういうところで対応しとるんですけども、PM 2.5や黄砂の関係でどうしても窓をあけられないような時期も来ると、そういうところが、やはり予算を一くりにされているところで大変不自由しているというようなことをお聞きしております。

それと、今まで、そういうところで我慢してきている子供たちは、将来この町を担う子供たちだと思います。その子供たちが、夏は暑い、冬は寒いと、そういう中で、どうしても素直な環境で育たないと、今から不平不満もまた出てくるのではないだろうか、そういうふうなところの危惧もあります。

それと、住みたいまちづくり特別委員会で、先進地ということで、若宮の市立若宮西小・中学校を視察に行きました。そこでは、ちょうど中学校の部のほうが体育館で講演があっていると、そして教室があいていますから教室を見てくださいかというところで、教室を見学させていただきました。そうすると、教室の中に入れば、生徒も誰もいないのにクーラーがきいております。8月の終わりでした。こんなところで、生徒もいないのに、クーラーかけたらもったいないんじゃないですかという質問をしたところ、やはり外から帰ってきて、暑い教室に入って、またクーラーをかけると、急冷をすると、そしたら電気代がなにかかると。それとまた、子供たちの情緒を豊かにし、ストレスをなくすためにも、そういうふうな取り扱いをしておりますという回答をいただきました。

それと、先ほど言いましたように、除湿機は、冬は暖房機能がないんです。それで、小学校に聞きますと、1、2年生はファンヒーターで対応していますと、3年生以上はだるまストーブで

対応しておりますと。やはり先生方も、だるまストーブで対応して、教室がぬくくなればいいんですけども、それに伴って、元気のいい子供たちがだるまストーブを倒してけがをしないだろうか、そういうふうなところも心配をされているそうです。

それと、職員室が本当にかわいそうなんです。ストーブの周辺におる先生はいいんですけども、ストーブから離れたところにおる先生方は、制服の上にまたコートを羽織って仕事をしているような状態です。それと、教員はそれでも子供たちの将来を考え、自分ができる、それ以上のありったけの指導を愛情を込めて生徒に注いでいます。

この現状について、教育委員会はどのようにお考えですか。除湿機のためのそれらの学校は、今後どのように改善するかをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

議員の御指摘のとおり、学校教育課としても、学習環境の整備、これは順次進めて行きたいと考えているところでございます。

冷暖房の関係につきましては、昨年度から、冷暖房が設置をされていない学校に、2校ずつ冷暖房を設置をしまりました。今年度は、葛城小学校、それから小原小学校に冷暖房機器を設置をしております。

あと、議員の御指摘のとおり、除湿機能のみの八津田小学校、それから下城井小学校、2校でございますが、これはどちらの学校も防衛省の補助事業を活用して設置をしているという状況でございますので、今後、九州防衛局と協議をしながら、冷暖房設備の更新について計画的に進めていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） よろしく願いいたします。

本町の総合計画の背景と目的の中に、「子どもの生命を護ります」と、それを基本にしております。それと、第4章には、「こころ豊かに一人ひとりの誇りを育むまちづくり」が挙げられ、その中には、適応指導授業、ふれあい授業、ふるさと教育等々があります。そういうふうに、教育現場の環境の整備を本当に急いで行ってほしいと思っております。

これで、この質問は終わります。

次に、小学校の教材等が含まれる需用費の予算の関係についてお聞きしたいと思います。

消耗品を含む教材用の備品等については、予算額の位置づけが、昨年トータルの5%カットで執行してくださいと、そういうふうに指導がありますというところで、5%カットにしなければいけない理由。学校としても、町がお金がないと、それで困っているんだらうから、私たちも

5%カットを受け入れて今やっていますと。けども、新しい教材を買いかえるとか、そういうときには大層不自由しておりますと、そういうふうなお話も聞いております。

私としては、5%カットでやれば、来年もトータルの5%カットと。そんなことを繰り返していったら、今年度については、学校教育は5%少ないところで子供に教えろよと、そういうふうにしかとれんとですけども、その5%カットになった理由をお知らせしてください。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

各学校の予算の配分でございますが、これにつきましては、例年、各学校から必要な予算について、1年間の予算要求をしていただいているということでございます。校長、それから事務職員から、その予算要求の根拠、それから必要性等を説明をしていただきながら、まず学校教育課で学校に配分する予算の査定を行っております。

議員が言われました、5%カットというところでございますが、これは需用費の、いわゆる経常経費です。消耗品、それから光熱水費です。そこはできるだけ節約をしてくださいという意味合いを込めて、5%カットということでお願いしております。ただ、教材備品とか一般備品、図書備品等、教育に必要なものについてはカットをするようなことはしてございません。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 今、御説明にありましたけども、消耗品や光熱水費について5%カットということですけども、消耗品も教材として必要なものじゃないですか。学校自体で使う消耗品も、学校の教育の一環として使われる消耗品ですから、その消耗品と電気代、光熱水費。光熱水費も5%カットということになれば、除湿機だけの学校については、本当に締めくくりが厳しいところだなと、そういうふうに感じますので。今後、また、これらのことにつきましては十分検討して、改善を望みたいと思っております。

また、教育委員さんのほうからも、この5%の締めくくりはきついんじゃないかというふうなことで、学校のほうのお話を聞いて、教育委員さんのほうから教育委員会のほうにも話が行っているというところを聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、町長にお聞きしたいんですけども、基地再編交付金や基地周辺整備交付金等を学校教育に有効に利用するというようなところはできないんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 学校の経常経費については、要項の中に含まれていないので、これは防衛省の補助要項に入っていないというふうなことで、補助要項に入ったのは子供の医療費とか、そういうひとつ全体的な形で、学校の維持管理についてはちょっと使えないという状況になって

おるんで、これはまた防衛省がそういう運動もひとつ必要かなと思っておりますけれども、今のところは認められていないというのが現状でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） やはり、防衛の最前線の町に私たちは住んでいるんだと、それで自衛隊と共存共栄で暮らしている町でありますので、ぜひ防衛省のほうに、そういうふうな要望ができるのであればよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、人間味ある教育の実態と、ちょっと意味不明なところもあるんですけども。

これは、今、PとTとAが一体となつて行ふ事業として、コミュニティスクールがあると思ひます。そのコミュニティスクールの現状と今の活動、どういふ活動が行われているのかということをお知らせください。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 教育長の亀田でございます。

ことしから、御承知のように、各学校、全ての学校にコミュニティスクールを導入をさせていただきました。それぞれの学校で学校運営協議会を開き、年間3回、4回、開催をするような形で現在動いております。

その状況につきましては、教育委員会が主催するコミュニティスクール推進協議会というものを設けておまして、その中で、各学校長、それから推進担当——主に主幹教諭が担当しているところがもうほとんどでございますが——を一堂に会して、現在の進捗状況、取り組み、既に取り組んだこと、今後協議して取り組みたいこと等を話し合つて、コミュニティ全体の学校を取り囲む教育環境をよくしていこうということで、地域の方に大変御協力をいただいているというところでございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 具体的にそれぞれの学校でどういふふうな動きがあるというところは、教育長さんのほうもまだ把握はできていないところなんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 学校によつて取り組みの具体的なところは違ふ等ございますが、町の広報でも少しお知らせ済みでございますけれども、地域の皆さんと田植えをしたり、あるいは稲刈りをしたり、あるいは芋、クイモなどを上城井等やつたりしております。そういう今まで行つてきたことを確認しながら、さらにもっとできることはないだろうかということで、順次取り組んでいるというふう聞いております。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。やはりこのコミュニティスクールに地域

の方が出ていって応援するということは、お年寄り等についても、また生きがいが出てくるんじゃないかなろうかと、地域福祉の一環にもなるんじゃないかなろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、次に、道德教育ですけれども、きのう、教育長さんが道德は教科化されますよと。来年の4月から、道德が教科化されますよというお話をお聞きしたんですけれども、日本的な道德とは何かというところで、今、国のほうもいろいろ真剣に審議されているようにお聞きしております。

それで、教育の基本法が改正され、伝統の尊重が盛り込まれて、そして学校教育において道德を来年の4月から教科化する段階に至っているというふうに報告がありますが、今現在、道德教育というのは、小学校低学年、高学年でどのように行われているのか、わかる範囲内でお知らせください。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 道德教育は、現在、教科ではございませんが、全ての学校で取り組まれております。大体週1時間、年間35時間という形で取り組んでおります。

また、教科書というものが今までございませんので、それぞれ学校ごとにいろんな教材を、実は教材もいろんな形でございまして、それを使って、道德の時間——今は道德の時間といたしますが——その時間を現在取り組んでおります。私どもも、学校の中で道德教育の授業を見て、そして協議会等にも参加しておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。

それと、本町にはいろいろな福祉施設があるんですけども、それと福祉の法人もたくさんありますが、地域の福祉関係者等と連携し、地域社会福祉に取り組んでいる学校があるかどうか、わかればお知らせいただきたいと思っております。

それで、できれば、どのような形でそういうふうな福祉の関係の法人の方、福祉関係者とのつながりが行われているのか、把握している範囲でようございますので、お知らせください。

○議長（田村 兼光君） 通告しとるの。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 通告という、あれが、人間味ある教育というところで。（笑声）

福祉団体とのつながりの関係につきましては後日でいいんで、わかる範囲内でまた教えてください。

それと、最後になりますが、築上町の住民交流会、これの進捗状況についてお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 椎野福祉課長。

○福祉課長（椎野 満博君） 福祉課の椎野でございます。

築上町住民交流会の進捗状況についての質問でございますが、進捗状況の前に、まず、住民交流会の概要について御説明をさせていただきます。

住民交流会とはどういうものかということでございますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目標に、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保することを目的とする地域包括ケアシステムの構築の実現が求められております。その一環で、最も根幹となる住民相互の助け合いについて、住民の方の意見を出し合う場ということでございます。

地域包括ケアシステムは、保険者である県や町が、地域の自主性や主体性にに基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要とされております。高齢者が生き生きと住みなれた地域で暮らすためには、公的な支援だけでは間に合わなくなることが予想されます。そこで、住民が主体となって行う生活支援・介護予防サービスを協議していただく場となる協議体の設置を目指し、準備会としての位置づけとして住民交流会を開催をいたしました。

開催状況でございますけども、第1回の住民交流会を8月24日にチアフルつききで行いまして、広報等で呼びかけましたところ、35名の方に参加していただきました。そして、第2回を平成29年10月5日にチアフルつききで行いまして、参加人数36名、第3回目を12月8日に自愛の家で、参加人数は20名ほどでございます。

今後につきましては、順次開催をしていきまして、今後の協議体の設置、また生活支援コーディネーターといいますけども、協議体と住民の皆様のサービスをどういうふうにしたらいいかというところをコーディネーターしていく設置員の設置を検討しております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 今、課長から、目的、難しいお話を聞いたんですけども、第1回目の資料の中に、目指す地域像と。地域の住民が安心して心豊かに暮らせる社会、つながり・ふれあいのある地域、地域住民がどんな状態になっても、ふれあいの絆の中でみずからの能力を最大限に生かしながら、生きがいをもって主体的に暮らし、尊厳が保持されるというふうな地域像があります。

その中で、今、課長のお話の中で、それぞれの自治体や皆さんから出た意見をコーディネートしてサービス化すると、そういうふうなところは本当に素晴らしいことと思います。そういうふうな交流会が発展していけば、おのずと地域福祉も充実してくるし、それに伴い、災害のときの体制も整ってくるんじゃないかならうかなと思っておりますが、1つ、住民から出た意見をコーディネートして地域のサービス化に結びつけると。今、本町で行っているサービス等とそれ以外、インフォーマルなサービスは地域で行ってくださいと、そういうふうに見えるんです。

それと、今、障害者支援法の中でも、地域のかかわりが非常に重視されております。その中で、

地域のみで行うというところにつきましては、やはり地域性もありますし、人間関係もありますし、長続きしないようなところも出てくるんじゃないかなと思っています。

そこで、地域の人たちが話し合っ、地域でできる行政サービス以外のインフォーマルなサービスについても、行政が少し支援なり援助なりを続けていけるような体制をつくってほしいなと思っています。

それと、最後になりますけども、課長、この住民交流会の周知というのは、どのように行っておられるのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 権野福祉課長。

○福祉課長（権野 満博君） 福祉課の権野でございます。

住民交流会の周知ということでございますけども、まず、広報等で周知を行いまして、また自治会長や民生児童委員協議会のほうに、こういうことを開催しておりますよということを事前にお知らせをしております。

また、結果と検討状況につきましても、逐次、広報等、ホームページ等で掲載をして周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） ありがとうございます。大変な仕事と承知しておりますけども、地域の互助力強化のために、ぜひ、ひとつお骨折りをさせていただきたいと思っております。

これをもちまして、質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） 次に、7番目に、10番、塩田文男議員。塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 通告に基づきまして、質問に入っていきたいと思っております。

小中学校の今後について、これ、以前も質問したんですが、毎回やっ、いこうかなと、今、計画しているところですけども。

1番の、現在中学校建設が進んでおりますが、残った小中学校について、どこまでの計画、現在町長が描いているのかをお尋ねしたいと思っております。

○議長（田村 兼光君） 答弁者は誰か。町長か。——鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（鍛冶 孝広君） 学校教育課、鍛冶でございます。

今後の学校施設の整備の関係でございますが、まず建てかえを計画をしておりますのは、耐震診断の結果、耐震指標が低い学校の校舎の建てかえを今のところ計画をしております。具体的には、八津田小学校と権田中学校の2校でございます。

八津田小学校の建てかえにつきましては、来年度から基本設計等に入りまして、工事を

2020年度と2021年度の2年間で工事をするという計画でございます。

椎田中学校の建てかえにつきましては、状況を見ながら、基本設計を2020年度、それから工事については2022年度から2023年度の2年間で予定をしているというところでございます。

その他の施設、体育館等の施設の改修、建てかえにつきましては、今後の施設の老朽化の状況等を考慮しながら、今後、庁舎の建てかえ等の大型事業も控えているということもございまして、あわせて財政状況も考慮しながら、改修、建てかえ等を進めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 古くなったから耐震で建てかえるという話なんですけれども、ちょっとここは町長と教育長にもお尋ねしたいんですが、やっぱり大きな大義というか、理由が要ると思うんです、こういう形で建てかえるんだと。将来、築上町の小中学校体制はこういうふうにあるべきになっていく姿だろうと。その大きな理由を、教育長と町長に、今の計画の理由を大まかに。これ、毎回委員会でも聞いていくつもりですけども、そういった、我々に、ああ、そりゃそりゃやなと言えりような理由、あればお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、現在ある学校をできるだけ堅持をしていくという形で、小学校、これは今8校体制。ただし、10人未満の数になったら統合の話を進めますよという、これは当初から、私は。これは、1つは地域振興の形もございまして。学校がなくなれば、その地域は非常に高齢化が増してくるという問題もございまして。基本的には、学校が一つのその振興の起爆剤にもなる、それから存続の一つの要因にもなるというふうな考え方から、当初からそういうことで、できるだけ既存の学校は活用していこうというふうなことで、小学校8校、それから中学校はもう2校体制というふうなこと、これを基本にしております。

先ほど申したように、ただし10人未満になれば、これは統合の話も進めますよということで、地域の皆さんもそれを了解しながら、やっぱり学校、コミュニティスクール等々のいろんな地域での子育て、それから学校の応援というふうなものをしていただくという一つの考え方で、地域と一体となった学校運営を考えていくというのが、これはやっぱり好ましい姿ではなかろうかなというふうな。

しかし、少しお金はかかります。本来なら、財政的には、統合して集中的にやったほうが財政はある程度、これは潤うんでございますけれども、これはやはり昔からの歴史とかいろんな伝統もございまして。そういう形の中で、極力学校を存続させるという一つの私は意義もあるのではな

かろうかなと、このように考えて、基本的にはそこで。

少人数についての弊害もございませけれども、いい点もありますし、そういうことで、現況どおりできるだけ運営していきたいというのが私の理念ですし、教育委員会とも話をしながら、そういう方向性で行っておるということで御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 校舎建てかえにつきましては、まず中学校は2校体制ということで、椎田中学校、耐震設備が十分でございませぬので、建てかえの計画がございませぬ。

それから、八津田小学校につきましては、これも耐震の関係が最優先でございませぬので、取り組むということで。八津田小学校につきましては、御承知のように、少し子供の数もふえておりまして、現在130名を超しておりますので、そういう関係もございませぬで、耐震の関係もございませぬで、八津田小学校は単独で建てかえるということがやっぱり望ましいと、これはもう急がなきゃいけないというふうな考えで今のところおります。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） これは、毎回質問しても、町長、同じような感覚で言われて、回答は一緒なんですけれども。

先ほど、自然と地域と密着したというのは、これ、我が町の小中学校で地域と密着していない学校、一つもないんです、もともと。近隣もないです。

それから、少人数でいい点がある。非常にいい点の数が少ない。これも事実なんです。いい点も1つ、2つはあるんです。

今、教育長が述べました、人数が八津田小学校ふえているという、これは、築上町の小学校、ここ5年、7年ぐらいは前後するんです。どっちかいったら、七、八人ぐらいプラス傾向になるんです。10年から先はもう見えないんです。

そういう状況の中で、これ、聞いても答えは変わらないんで、2番にそのまま入りますけれども、我々、いろんな学校の視察に行っただけです。さまざまな統廃合、いろんな話も聞いてきたし、実際、他市町では、西角田小学校とか葛城小学校クラスの将来を見据えた統廃合——西角田小学校と葛城小学校じゃないんですよ。西角田小学校と葛城小学校クラスの統廃合を、将来を見据えて他市町はやっているんです。

町長は、一時、消滅自治体という、毎日新聞に出ましたね、築上町が入っていると。こんなでたらめな話はない、これは嘘だと、そういうことも言っていましたし、最近では少子化、それから人口減少、合併してからきょう今日まで人口約3,000人減ったと。そういうことで、築上町は1万8,000の人口規模を維持していこうという中で、基本的にデータの的には1万五、六

千ぐらいになるんじゃないかというようなことも推測されながら、その辺については、町長も今理解してきているんじゃないかなと思うんです。

築上町の高齢化率が上がる中で、今、人の平均が、きょうも新聞に出ていましたけども、男性が80歳、女性が87。幾らという中で、もう一つ余り出ていないのが、今現在の10歳の子供が100年人生、2人に1人という割合が出ています。だから、今、3、4年生ぐらいですか。彼たちは、2人に1人は100歳の人生をもう生きていくだろうと。今現在、僕はどれくらいいくか分からない。町長の年からいけば、今現在80歳までの平均が出ています。それが100歳まで。そこに高齢化も、人口も減っていくと。そういった中で、10人未満を切ったらとかいう、そういう、今、町長が描いているのは、公約とも言ったけども、時と場合によっては、今から真剣に小中学校のあり方、今は自然とか地域とか人が少しふえているとかじゃなくて、安心安全、小学校、このように変えてほしいと、こういう学校にしてほしいというようなところを、皆さんの知恵を使ってもう一度、以前規模適正委員会をつかったように、今からやるべきではないかと。今、本当に八津田小学校、耐震で建てるのが正しいのか。もうちょっと、中学校どうするのか。教育長にちょっと後でお尋ねしたいんですけど、築城中学校、もうすぐ完成しますよね。そこに小学校6年生、本当に入るのか。いつ入るのか。そういう考えを持っているのか。その辺を踏まえて、規模適正委員会をもう一度やる気があるかどうか。これはもう一度、町長と教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 適正な学校のあり方についての御質問でございますが、現在の学校を継続したいと、これは地域ももちろん、築上町としても、本当は子供の数がふえるのが一番よくて、地域も現在の形が保てるちゅうのも、地域にとってもうれしいことだろうと思います。

ただ、子供の数がだんだん減っていくという中で、どういうあり方が一番いいかについては、やはり我々教育委員会としても、これはもう非常に重要な問題でございますので、十分これは前もっていろんな考え方をやっぱりしていく必要があるというふうには考えています。小学校から中学校につなぐ、あるいは小学校の今の形がどういう形が一番いいのかについては、子供の数のことにもよりますけれども、委員会としてはこれはもう十分考えていかなきゃなんというふうには考えています。

今のところは、八津田小学校につきましては、今後も、地域的なこともございますが、存続の方向がよかろうというような気持ちは持っております。

それから、小学校から中学校へのつなぎにつきましては、6年生について、中学校のほうに、いわゆる5・4制、これも全く考えていないわけじゃなくて、そういう方向も一つの考え方であり、小学校の数のこともございますので、そういうことを深めながら、また考えていかないとい

けないと。皆さんにもそういう御意見をいただきたいと考えております。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 町長はお答えいただけませんか。教育委員会制度変わって、ちょっと町長、権限ありますから。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、私も先ほど申したように、今、建てかえは2校、これは八津田小学校、椎田中学校、これはもう耐震で非常に弱い。あとの学校は、耐震で強いし、まだ耐用年数もあるというふうなことで、基本的には中が傷んだときは模様がえ等々で十分行けるんじゃないかと、このように考えております。

そして、いわゆる学校のそういう委員会、適正規模と、これがどういうものが正しいのかというのも、私もまだ定かでわかっておりません、実際。本当は分散して小さくしたほうが、私は教育上、いいような気もするんですけども、それも財政的にはいかないし、現状でいきたいと。

そういう形の中で、地域の方々から、ぜひもう一緒に統合してくれという話が出てくれば、これはもうやぶさかでもないんですけれど、地域はやはり存続の話が多いわけでございます。若干は統合してもいいよという話も私は聞いておりますが、地域の小規模校の大多数はそのまま存続をしてほしいという形が非常に多いというので、私も、じゃあ、10人未満になるまでは統合の話は進めないよということで、現在は現状維持という形で頑張る。

だから、基本的には、少しでもふえる方向性、減らない方向性というのは一つ、これがやっぱり大事、肝要かなと思っておりますし、しかし、さりとて日本の人口が将来的には8,000万人になるというような予想も出ております。これが、国の政策によってまた変わってくる可能性もございしますが、現状維持をそのままずっと続けていったらそうなるであろうという、これが増田氏のレポートの（ ）で、築上町が消滅。これも、豊前市と築上町、そんなに差はないんですけれど、豊前市はたしか、小数点以下は覚えませんが49.幾らと。築上町は、たしか50か51%ぐらい、40歳未満の女性の数が現状より少なくなるという、そういう数値で、50%を超えたところが消滅の町というふうな、一応、増田レポートの中ではあっておるということで、そんなことは、増田さん、ちょっと言い過ぎじゃないのと私は1回反論したこともありますけど。

それを根底に入れながら、やっぱり小さくても充実したまちづくりというか、これはやっぱり学校づくりも一緒でございますけれども、その中で、特別意義のあるような充実した学校づくりと、これも肝要ではないかなとこのように考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） これは、委員会でまだまだ話もしていきますけども、やはり一番大事なのは、そういった今ある観念じゃなくて、これからデータに基づいて——まあ、消滅って言っても、消えるわけじゃないからですね。数字的には消滅という値になっていくというところなんです。要するに、こういうふうになりたい、今ほかにもデータが——データですからね。でも、このデータ、結構当たってきているからですね。

前も言ったと思うんですけども、やはりこれから、ふるさとが築上町だからとか実家が北九州だからとかいう、そういうふうな選択肢で実家の近くに住もうとかいう人が非常に薄れていると。もう、行きたいと思ったところに行くちゅうわけです。あそこがいいって、あそこが住みやすいと思って。自然を求めるとか、都会に行きたいか。もう、その家族、要するに小学生の子供を持つ家庭、どこでも行くわけなんです。そういうふうになっていく中で、消滅自治体とかいう（ ）が出てきているわけなんですけど、真剣に学校についてはそういうふうな計画とかする前に、全体的にこういう形でだからやるんだというものを、これから求めていきたいと思います。

次に、観光協会をもっと活用するべきではということで、観光協会にもっと築上町のPRやイベント、今現在やっているんですけども、もっとやっぱりここを活用すべきじゃないかと。行橋にしても豊前市にしても、豊前市ことし何かまたできた、最近観光協会が設立されたみたいですけども、それ1番で、まず築上町はもともと三セク的にあったんですが、ここの認識が皆さんないから、これが活動できないんじゃないかと思ってましたんで、NPOと第三セクター、それから指定管理、この違いについてまず説明していただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。まず、NPOでございますが、営利を目的としない民間団体でございます。また、一定の要件を満たせば法人格を取得できるものがございます。

次に、第三セクターですが、国や地方公共団体と民間企業の共同出資によって設立される企業体でございます。

最後に、指定管理でございますが、地方公共団体が設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人やその他の団体に委ねることとなっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 築上町は、昔は第三セクターであったんですかね、観光協会というのは。まずどういう形か、じゃない。第三セクターっていうのは、もともと行政が承認して、そういう団体をつくるみたいなイメージなんですけど、NPOと指定管理がよく似てて、指定管理もやはりこれ議会議決も要るんですけど、一つの施設を管理する上で、その経費等を全部その

中で管理しなさいという形で、住民のサービスの低下のないようにというような条項、基本はそこなんですけど、NPOも同じような形で、恐らくうちの考えたら三セクとか何かやってるのが、三セク扱いみたいなイメージに見えるわけなんです。

築上町のNPOその観光協会という形になったんですが、築上町としてNPO観光協会に対して、どのようにして町のPRや物産や、またイベントと、今事業をやってもらってるとこあるとみたいですが、いかにしてそういうふうに行ってもらおうかというところに力を入れなくちゃいけないということで、これはNPOになって、今、先ほど課長が言われましたけど、非営利団体という名目なんです。

ちょっとこれ略字でNPOって、今言い切りませんが、Nが非という形になっていくんですけど、営利を目的とせず活動する団体と。要するに、無償で活動する団体という形で、勘違いされてる点があるんじゃないかなというのがあるんです。それなりの組織を、一つの組織ですから、運営するに当たって諸経費もかかるし、目的に応じては、——目的というか、やる事業の任務を、目的を達成するためには、それなりの経費もかかるし、また収入があって、その中から経費を支払って、必要に応じては人を雇って給料が発生するといつて、これが一般的なNPOなんです。

NPO築上町観光協会、だから、築上町がNPOをもう認めてるんですから、その辺に対して今言った説明でNPOに対しての認識を、町長今その辺は十分理解してますかね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） NPOは、先ほど課長が言ったように原則的なものでございます。しかし、今言う築上町観光協会はNPO、これはもう県の認可でございます。町の認可ではございません、NPOの認可はですね。そして、県にも報告をする義務があります。そういう形の中で、築上町観光協会今まで任意団体でございました。

それが、基地カレーを一応開発観光協会が基地と共同にやって、それを販売するためには、やっぱりNPOの資格が要るだろうと。そして、販売した利益は出しちゃならないけれども、観光協会の維持運営費には充てていいという形になっております。

だから、販売した利益を、それをするために一応NPOを立ち上げたと聞いておりますし、それから、焼酎の販権も持っておるようでございます。旧蔵内邸とそれから城井鎮房、この販売権を持って利益は若干上げておるようでございます。

そういうことで、NPOという形は、いわゆる利益च्छゅうか、余剰金はこれを利益としちゃいかんけれども、活動に一応還元はしていいと、これが私はNPOということで理解をしております。

以上です。

○議員（10番 塩田 文男君） ほとんど当たってるんですけど、1点ちょっと認識があるのが、利益を上げてはいけないと。利益を上げてはいけないっていうことは、ちょっと違うんです。利益は上げて結構なんです、これNPOも。そこを皆非営利団体という言葉で、利益が上がったら勘違いするわけ、もうけよるみたいな。

実際、都会に行けば、今やはり会社に行くよりも、そういうボランティア精神を持った人たちが、確かに保険とかなかなかないけども、このNPOに就職するという若者も今ふえておるのも事実なんですけども、利益は上げていいわけです。

例えば、そういう中で利益が上がったものは、これこそ名前のおとりNPO築上町観光協会です。築上町の観光協会に属すること以外で、その利益を使っちゃいけないわけなんですよ。社協と同じようなところあるんですけどね。

だから、それをよそで違う目的でそのお金をこんなことする、あんなことするとかいう話ができないんです。そのためのNPOで、町がNPOに事業を委託させてるんだから、そこで生まれたものは生まれたもので、ここはこの辺が上げたらいけないとか、もうしょうもないこと言うから、皆のモチベーションが下がるわけなんですよ。

ちょっと年間事業今どれぐらい、年間事業、それと年間の今今年度の予算ですよ、これは書いてますので、一応ちょっと2つまとめて教えてもらえますか。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。年間事業は15件ほどでございます。それから、29年度の予算でいきますと、総額で1,914万4,000円。うち、町の補助金として1,110万4,000円が交付されております。

歳出の内訳でいきますと、人件費などの総務費で762万4,000円、各種イベントなどの事業費で727万円、商品販売事業費として400万円、あと予備積立金として25万円となっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 年間の事業よ。観光協会どれぐらいの事業を受けてる。お金じゃなくて、数わかりますか。イベントの数とかいろいろ。

○議長（田村 兼光君） 野正商工課長。

○商工課長（野正 修司君） 商工課の野正でございます。年間事業は15件ほど事業を行っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 今15件、いろいろ、大体僕たちも観光協会主催という形で出

てるんでわかるんですけども、これは毎年何年も続いているのもあるでしょうから、大体年間どれぐらいかかるというのを、1つの事業に幾らというの大体出てると思うんですが、この受け方なんですよ。

要するに、例えばNPOの中のスタッフとか、その当日の人員したりとか、人件費とか多分出てないはずなんです。そこが今町長言われた利益を上げちゃいかんという、そうじゃなくて、この人件費伴うものが必要なんです。

だから、一つ一つの事業を築上町がNPOに委託してるんですから、三セクならしてくださいみたいな感じで（ ）なる。それを一つ一つ事業を、何年もやってる部分も大体大まかにわかるし、それにプラスアルファが出てくるんです。その事業計画みたいなものを、NPOと一緒に協議して、契約っちゃうんですか、この契約書要るかどうかわかんないですけど、そういう形で作っていかなくちゃいけない。

町が全体予算で少しふえるか減るかわかんないですけども、そういうふうにとると、今観光事業四百何ぼっちゃうのありましたけど、その辺についてもこうしてほしい、ああしてことができませんかと、要するにせじゃないんです。やらせられ感とかじゃなくて、こういうことを町は考えてるんで、これを観光協会にやってほしいんです。

そのためには、観光協会どれぐらいで内容でできますかと。これ請負させにゃいけんわけなんです。それが三セクみたいな指定管理の、ちょっと特殊なんです。今までそこが成り立ってないから、これ観光協会NPOつくってですよ、次に例えば役員が引き継ぐにしても、何の利益もない、何の楽しみもないわけなんです。そこで生まれたものを築上町の中で観光事業としてアンテナショップ出しましょうとか、それに足りん分こうしてほしいとか、その分ここで生まれたお金をいけるんです。

要するに、観光協会にいるスタッフの人たち、異業種の方たち多いんで、いろんな知恵があるけど言えない。利益も上げちゃいけない、言われる分だけやってるみたいな。実際には、スタッフの人が後ろを向けば、そばを焼いたり、お茶を出したり、お酒をして、そういう仕入れと差し引きしてるわけなんです、実際には。これはかつかつ、何か残ったかって、何も残らない。人に手伝いに来てもらって、身内に来てもらったとか、小遣いやったとか、親やけ仕方ないみたいな、そんな世界なんです。今。

だから、もっとそこをNPOとしての位置づけを町が理解して、町がNPOにするのが当たり前じゃないんで、受けてもらわにゃいけんです。

もしほかの団体で同じような築上町観光協会2みたいなのができれば、それはそれで相見積とったりっていうのもあるかもしれんけど、NPOやからこそ行政がお願いできる、委託できる内容なんで、そこをNPOのスタッフと密にして、もうちょっとそうしたら築上町はこう

いうイベントで、こういう物産をやりたいとすれば、今度さまざまなやる気度がモチベーション上がると思うんだ、僕。

そういったのが今までできてなかったんじゃないかなと思いますんで、そういうところでちょっと町長の考えをお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的にはNPOを設立したという形になれば、観光協会ある程度いろんな事業を行って、お金を稼いで、それを観光協会の運営に充てるというのが、これ自主的なやり方ですね、本来。そして、町がこの事業をやってもらいたいという、議員の言うとおりで。

例えば、築上まつりをやってほしいという形の中で、経費幾らかかるかを見積もりを出して、それについては委託金を払っていくというふうな形が、これはもうほんとのベターなやり方でございます。

そしてまた、以前は町の職員が観光協会の事務局を持っておりました。これもやはり独立してもらうために、町は観光協会の事務局から手を引くよというふうなことで、観光協会のほうに申し入れをして、独立を促して、そのために当分の間は事務局が局員雇わなければ、今まで町がやってた分を補完するために、補助金を出してやるから、その間に稼ぐような形でやってほしいというふうなことで、観光協会のほうには申し入れを現在行っております。

そういう形の中で、NPOと名乗った以上は、やっぱそういうひとつお金を稼いで運営をしていくと、そういう形が、そうすれば理事長あたりも専任の理事あたりが出てくれば、給料を払ってもいいというふうな形になりましょうし、これは観光協会の運営に関する経費でございますんで、幾ら金を稼いでも、それを全て観光協会のために使ってしまうと、そういう一つの運営ができればベターだなという話はやっておるんで、今後もそれを観光協会の理事長に話をしながら、自主的な運営をぜひ、ひとつはとっかかりはカレーと、それから焼酎ですかね、この2つの販権は持っておると。これがもうちょっとやっぱりたくさん売するようなシステムをね、観光協会のほうでつくってもらいたいという話はしておりますけど、今のところはある程度一定の稼ぎがありますけど、そんなにまだ運営できるほどの稼ぎではないという状況でございますんで、いろんな事業をあと特産物もありますんで、観光・特産というのを結びつけながら、これも販売をやっていただくということも必要ではないかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） ぜひそれ前向きに考えていただきたいと。ただ、僕は利益を上げてもらうだけの話をしてるわけじゃないんですけど、カレーも聞くところでは、非常に利益率が低いって聞いておりますけども、そういう形でとにかくみんなが楽しく、物産、築上町のた

めにそういうスタッフの団体なんですから、幸い人件費も今出てるんです。人件費も出てるんですから、これはNPOは一般企業から、個人からの寄附もできるわけなんですよ。

だから、寄附とか企業がしてくれるとこって、非常にまだこの地域じゃ少ないかもしれないです。だけど、今町が委託として人件費出してやってるんで、それをそこまでやるなら、無駄のないように活動できるように。

ただ、心配なのは、そういったお金も動くところですから、よくいろいろ不正が出てきますんで、これは執行部もそうですけども、不正をできない、不正をするなど口で言うんじゃないで、不正のできないシステムにしていくべきなんです。そういうチェック体制もちゃんとしていく、不正ができる体制がまず消防と同じですよ。

だから、できないようにみんなでそういう適宜チェックをできるように、また不正した人も悪いことですけどね、そういったので要するにせつかく今やってるんで、そういう不正が生まれないように、そこは皆さんで管理をしていく。

レストランで言ったら、食中毒が出るのと同じなんですよ。不正が出て表に出れば、また観光協会何しよるんかとかいう形でなりますんで、そういうことのないように考えていきたいと思います。

続きまして、ふるさと納税の返品品の取り扱いという形で、これを観光協会に委託してはどうかというのが僕の考えなんですけれども、一つは、観光協会は築上町のNPOとして活動してるんで、メタセにも物産コーナーがある。

だから、築上町の観光協会がもし委託を、これを受けてくれるとかわかんないですけど、受けですれば、その分の今多分課で配送関係やってると思うんですけど、それも含めて受ければ、観光協会としてその今うちのふるさと納税の物品ですか、品物をやはりふるさと納税だけでなく、売ることもできるわけですよ。

支所と本庁のどこかにちょこっとコーナーつくって、売ってもいいわけなんです。お客さん、住民の人が買いたいっちゃうたら、窓口で買って納付書で入金すればいいじゃないですか、町がですね。そういったことも考えられるんじゃないかなと。

そういったところで、ふるさと納税物品、今どういうふうにしてるのかわかんないんですけども、観光部局に言ったわけじゃないんですけどね、受けてもらうような話をすれば、また連携がとれていくんじゃないかと思ったんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課、江本でございます。

ふるさと納税の記念品の取り扱いということでございますが、現在のところふるさと納税に係る記念品の取り扱い事務は、企画振興課企画振興係のほうで直接行っておるところでございます。

記念品につきましては、幅広く町内の個人及び事業者の方から応募をしていただき、品揃えをふやしていく方向であります。

また、ふるさと納税の事務につきましては、申し込みの受付、入金、お礼状の送付、記念品の発送等、一連のつながりのある事務でございますので、記念品だけを切り離すということは、なかなかしづらいというところでございます。

また、本年度から導入いたしましたふるさと納税システムの中に、記念品発送の管理も含まれているということから、基本的には現在の事務体制で続けてまいりたいと考えております。

なお、取扱量が大幅に増加しまして、現体制ではちょっと困難な状況になった場合は、観光協会も含めて外部に委託することも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 僕ちょっと近くじゃないです。よそを聞いたら、今最後課長が言ったとおり、委託に出してるとこ結構多いんですよ。それを観光協会にこの部分をしてもらうとか、何か考えればできないことはないと思うんで、今非常に少ないから、そういうふうな形でできるんかもしれんけど、これこそ観光協会は一つの事業で請負させることも、非常にいいことじゃないかと思うんですよ。

考えれば、その品物をアンテナショップはないんですけど、どこか販売所でもできるし、取り扱いには十分できると思うし、築上の観光協会が扱うには全然問題ないと思うんで、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思うんです。

数がふえればとかじゃなくて、そこに何が生まれるかを先に考えて、ぜひ前向きに考えていただきたいなと思うんで、町長答弁しますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今各それぞれの販売店と契約をやって行っておるということで、ふるさと納税のいわゆる返品品、これはやっぱり見本的な存在がひとつあるわけですね。そうすれば、いわゆるネット販売で送ってほしいということで、それぞれのお店に注文が来るといふシステムには、今なっております。

それで、若干売れておるといふのも聞いております。ふるさと納税でおいしかったから、もう一回買おうということで、そういうひとつふるさと納税が見本的な存在になっておるちゅうのは、これもう紛れもない話でございますし、そういうことで、それぞれの今商店と契約をやっておるといふことで、その一応事務代行を観光協会がやるという形になれば、またそれぞれいろんな話も必要になってこようかと思うんで、観光協会がぜひやりたいというふうな形になれば、それと町内の商工会あたりも、そういう事務を手伝っていいよという話になれば、またそういうと

ころとやっても、別に構わないと思うんで、しかし、経費と、それからいろんな納税の意義とか、そういうものをすれば、今のところちょっとまだ検討はしてないというのが現状でございますし、今後の課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） ぜひ前向きに、——前向きにとっても、これ私観光協会じゃないんで、観光協会やりますと言わんとどうしてもならないんで、そういった話もしてみてください。

次にいきます。公民館からコミュニティセンターに、これはソピアのことを言ってるだけですけども、目指したものは何かという形で、先ほどと似てますが、文化会館やコミュニティセンター、中央公民館等の違いをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 柿本生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本直保美君） 生涯学習課、柿本でございます。ただいまの塩田議員からの御質問にお答えいたします。

文化会館、コミュニティセンター、中央公民館の違いについての御質問でございます。文化会館は、町民の教育、学術及び文化の振興を図るために設置されております。コミュニティセンターは、自主的なコミュニティ活動や生涯学習活動の推進、児童及び青少年の健全育成、地域福祉の増進、町民相互の交流、地域文化の向上、地域社会の連帯感の形成を目指すために設置しています。

また、中央公民館は社会教育法の規定に基づいて設置し、町民の健康で文化的な生活の向上に寄与するための施設です。運営の違いについては、文化会館は指定管理者による管理運営で、コミュニティセンターや中央公民館は町が直接管理運営を行っております。

また、コミュニティセンターと中央公民館の大きな違いは、社会教育法の規定に基づいて設置しているか、していないかということでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） まさにそのとおりです。僕もネットで調べたんですけど、そのとおりですね。これは聞くまでもなかったような質問なんですけども、コミュニティセンターで公民館の場合は、公民館検討委員会みたいなのがありますよね、うちの所管にあるわけじゃないんですけど、生涯学習拠点という形になるんですけども、その公民館機能をもっと拡充して捉えているのがコミュニティセンターという形で、文化会館にしてもそうなんですけど、ほとんどうちの場合は生涯学習ほとんど窓口とってますから、それについては違いがあって、違いはその話

はいいということなんですけどね、中央公民館やコミュニティセンターは町が直接なんですけども、このまま2番にってしまうんですよね。2番のほうに行こうかな。

コミュニティセンターに築上町が求めるもの、これは公民館に求めるものでもいいんですよ。現状、築上町の役場からこうしてほしいとか、公民館はこうあるべきとかいうようなことで、実際あってるのかなということなんですよ。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 柿本生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本直保美君） 生涯学習課、柿本でございます。ただいまの塩田議員からの質問にお答えいたします。

築上町がコミュニティセンターに求めるものという関係の質問でございますが、社会教育法の規定に基づいた施設ではございませんが、以前同じ場所に設置されていた旧築城公民館の事業等を継続して、自治活動、生涯学習、趣味のサークルとか定期講座、パソコン講座など、また講演会や音楽会、その他中央公民館の町民大学などを実施しております。

さらなる町民のコミュニティ形成のための活動の拠点となる施設としていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） ソピアの件でちょっとお尋ね、もう言いたいことは大体課長わかると思うんですけど、町長聞いていただきたいんですけど、ロビーを真っすぐ入って行って、左側に本を置いているコーナーがありますよね。子供の本、漫画の本を置いてソファとかがあつてですね、その横が少しホールみたいになってるんですよ。

そこは、今行くと大体防火シャッターを降ろしてるか、本のところはまだついたてが、僕が行くとあいてるときもついたてがあつて、実際いろいろ子供たちが来てゲームするとか、ソファの上を土足で走るとか、いろいろあつて注意もしながら、そういうふうになっていったのかなと。

でも、実際そこその本のところ、そこ入るのに規約的には500円要るんです、1時間。僕がパンフレット見たんですよ。だから、使わなくてもオープンしとっても、そこ使うには500円の料金がかかってくるんです。

今張り紙もしてます。父兄と子供の方にといい形で、土足でとか、ジュースをこぼして何とかとか、いろいろ張ってるんですけどね、これはまず500円その使用料だから、その受付をした人にそこを貸すのか。それとも、だからいつもついたてをして入れんようにしているのかですね。

その左側のフロアのほうは、ここも使用料が発生する。もちろん、使用料発生してもいいんですけど、例えば誰が使っているかというのはわかんないんですけど、そこはもともと展示とかオープンなんです。オープンだから、オープンとして使えばいいです。部屋とか壁が要る場合

は、その奥の部屋を使えば、使用料を使って使えばいいわけなんですけど、実際漫画の本を置いてソファを置いてるところに、使っていないとき、誰も使用者がいないときですね、オープンにしてもいいんじゃないかと思うんですよ、僕は。

そのオープンにしてもいいというか、そこで子供たちが遊んだりもしてたらしいんですが、それで出てきたのが、張り紙張ってるわけです。このコミュニティセンターとして、ちょっと子供に注意するぐらいはできるんじゃないかと思ってるんですよ。

もちろん、ジュースこぼしたら、子供の年にもよりますけど、それは職員の人が片づけてふいたりすると、これはどうしようもなりませんけど、その辺は注意しながら、喚起しながらできる。

ただ、料金が発生するんで、見ばえも悪いんです。いつも防火シャッター降ろして使えないように何か隠したりして。なぜあれおろす理由があるのかっていうのを、僕全くわかんないんですけど、その辺町長どう思われますか。町長も知らんこと多いと思うけど。その防火シャッター降ろしてる理由とか、もし課長でわかればお尋ねしたいんですけど。

○議長（田村 兼光君） 柿本生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本直保美君） 生涯学習課、柿本でございます。防火シャッターを降ろしているのは、利用のやっぱり申請がない場合ですね、防火シャッターを降ろしております。通常は、利用の申請がない場合は、もう防火シャッターを降ろして、申請がある場合は、防火シャッターをあけて利用できるようにしております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） 今言うたとおり、使用していないときに防火シャッターおろす意味がわかりません。そこは、そういう壁のないフロアとして利用料金を取る場所なんです、そこはフロアとしてですね。そのフロア、ロビーじゃないですよ。そういうオープンなところを使って何かする人たちのためのところなんです。

ということは、使われてる使用者がいないときはおろすっていうことは、だまってそっちのほうに流れて行くなということなんです。だから、本のほうもちょっとお金かかるからちゅうんで、そのソファも本も見れないわけですよ、500円払わんと。正式にはですよ。

しかし、おじいちゃん、おばあちゃんたちが来て、あそこにソファがあれば座ってますよ。500円とは言わんです、それ。でも、入りにくいこととして入らんにゃいけんし、防火シャッターおりて、見ばえも悪いんですよ。あれどういうわけで、だからそこを使っていないときはオープンで、きょうは使用してますからちょっとって、使用者がいるんで使えませんよというようなことができないのか。

それがまさにコミュニティセンターのあり方、地域と交流とかですね、先ほど課長が述べられ

たとおりなんです。それに沿ってないような気がするんですよ、コミュニティセンターとして。

課長にも何遍も言いました。これはやっとな僕質問しただけの話なんですけどね、お母さん方が最初お茶飲んだりして無茶苦茶にしちよって、今度は子供も連れて来て、子供だけで来るとかいうのがあって、そこで子供が言われて帰って、家で親に言われたんですけどね、こう言われた、ああ言われた、怒られたとか、それは土足で行きや怒るでしょう。

その辺は親もわかって、そのコンセントを使ったとかっていうのもあるんです。ゲームでコンセントを使った。そこは、だからあそこ今コンセント線を抜いてるんです、裏を。充電できないように。

それは当然とかいろいろあるんだけど、そこは今急速充電とかいったら、あるんですね。そういうのを設置するとか何とか、それは充電はだめよと注意するとか、張り紙までしたら、何かだから今ほとんど行ってないと思うんですよ。やっぱり子供を持つ親が気軽にロビーからそういう使っていないとこにオープンに入れるようなふうにして、そこで自動販売機があるんやから、お茶飲んで結構と思うんですよ。

そういうようなちょっと感覚を変えていただきたいなと思うんですが、町長どう思われますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本は教育委員会の生涯学習課の担当でございまして、教育長の判断になろうかと思えますけれど、そこがいわゆる料金の規定にされておるのかどうか。しとるんやろ、これ。料金規定になっており、また実情をちょっと調査しながら、今たしかサロンで使っていると思います。囲碁とか、それからいわゆる男女共同参画の皆さんがやっておる、そういう生きがい教室ですかね、そこで使っておるのが、一応それだけしかないんじゃないかなと思うんで、これはまた教育委員会のほうで検討してもらって、どうするかちゅうのは、ここでちょっと返答は差し控えたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） ぜひちょっと検討していただきたい。普段使っていないからシャッターをおろすというのは逆で、使用者の方がオープンでもいいですよちゅうか、もし使われる方がちょっとシャッターを降ろして使いたいとか、例えばついでですとかいうときはおろすとかいうのわかるんですけど、普段使っていないときに、おろす理由がないんです。

そこは住民が行き来できる、例えば使っていないときは、テーブル置いてそこにお茶飲めるぐらいにしてもいいんじゃないかと思って、そこでもう時間もないんですけど、最後に入ります。

公民館にしても何でも、コマーレは自主事業やってますけども、実際コミュニティセンターというのは、自主事業というのは何かやられてるんですかね、お尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 柿本生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本直保美君） 生涯学習課、柿本でございます。ただいまの塩田議員からの御質問にお答えします。

自主事業は何をしているかという御質問でございますが、ソピア事業としましてパソコン教室、お菓子づくり教室や筆文字教室、飾り寿司教室などを行っております。

また、中央公民館事業の町民大学講座の5講座の開設や、町民文化祭等を実施しております。

また、26のサークル団体の育成や貸し館事業を行っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） それを事業というんじゃなくて、僕は思うんですけどね、公民館にしてもソピアにしても、使用してくれる人が予約をして受付をして、いついつ使ったその掃除が終わったら掃除時々するとか、毎日するかわかんないですけど、受付しかしてないんじゃないかと思うんです。

コミュニティによるスタッフでのコミュニティセンターでこういう事業、例えば何か絵を飾る展示会をやるかとか、ソピア自身が事業をやったって、今言われたのは全部各種団体がその部屋を抑えに予約して、受付して、使用料を払うだけのことと思うんです。それしかやってないんですよ。

だから、オープンのとときに自主事業っちゅう、例えばあそこ自動販売機があるなら、コンビニのアイスコーヒーでもいいじゃないですか。今どれだけあのアイスコーヒーが売れるか。そこでそれでも自主事業になるわけなんですよ。

オープンして使っていないホールのはときは、テーブルを置いていつでも皆さんが来て、おじいちゃん、おばあちゃんが来て、そこでお茶飲んだりくつろいでしてくださいとか、特に前はテントもあるし、夏場とかどんなことでもできるんじゃないかと思うんです。

そういうふう工夫して、何かソピアでやるっちゅうのが自主事業と僕は思っているんで、今言われたのは全部予約して、ただ使ってるだけで住民がですね。だから、その自主事業やってなくて、もうそういう観点でいくなら、もう直接経営とかもやめて、もう委託したほうがいいですよ。そりゃもうコマーレに委託するなり、また外部に指定管理をして公募するなりですね。いかにコミュニティセンターを住民のサービスとか憩いの場に、地域交流わいわい触れ合えるようなところにしたいか。

僕は子供を入れて、親から聞いた話だから、一方通行で申しわけないんですけど、公民館にしてもそうです。ソピアにしてもそうだけど、うちの子供が大変お世話になってますという言葉聞かないんですよ。いつも行って本当にお世話になってますということを。

怒られたっちゅうのを親経由でクレーム的なのを聞いただけですね。本当にあそこ行ったら、

もう子供が夕方まで安心とか、遊んでくれるけよかったとか、あっこは何かできていい場所ができたとかね、いうことは一度も聞いたことないです。

だから、これは向こうのスタッフが悪いとかじゃないんですけど、そういう観念、要するにコミュニティセンターとか公民館とかいうその本当に基本的なところ、ほんとは自主事業やらにやいけんですよ、ちゃんと。

だって、受付しよるだけでしょ、掃除と。何か考えれると思うんですよ。コマーレは結構やってますよね、今いろいろと。それが文化会館であり、コミュニティであり、公民館である。同じなんですよ、みんな捉えれば。

だから、せめて今ソピアが新しくできたばかりで、オープンにしていくとか、そういうところを前向きに、ぜひこれはちょっと改善していただきたい。

本を漫画の本とソファがある部屋を500円出して1時間借りる理由がないんですよ。だから、あそこもうお金じゃなくて、オープンにしますと。片づけたり、汚したら掃除する、これは当たり前なんですよ。

もう一個最後言いますけどね、子供でやんちゃなのもおるでしょうけども、そこでどうやって対応するかというのは、電車でお母さんが子供連れて入って来て、子供はソファの上を飛んだり走ったり土足でして、お母さんスマホで遊んでて注意しない、何もしない、でも目の前の女子高生がその子供をあやしたんですよ。次の人のためよとか、その子供にして、「カッコいい大人になりなさい」って、「そうすることがなりたくないの」、「なりたい」って、ちゃんと席に座って、周りのお客さんが「わあ、すごい」と高校生を褒めたわけなんですよ。

お母さん慌てててその子供を連れて帰ったんですけどね、電車の中の出来事、神対応したっちゃうことなんです。同じことにしか僕は聞こえないんですよ。

だから、あの張り紙がいかにかマイナスを生みよるかっちゃうのが、これは地域でも噂になってますんで、ぜひ改善を、防火シャッターをずっとおろすような施設にしないでいただきたい。それが、それで私の質問を終わりたい。町長ぜひ教育長を含めて検討していただきたいと思います。

以上です。

.....

○議長（田村 兼光君） ちょっと1回、5分ほどトイレ休憩しよう。再開は11時半から。

午前11時25分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番目に4番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（４番 池亀 豊君） ４番、池亀豊です。通告に従いまして質問いたします。

まず最初に、国民健康保険税についてですけど、私１０年ほど前ですね、築上町に帰ってまいりまして、ちょうどそのときに築城と椎田が合併して、何年か協定で国保税が統一されるということで、ちょうど築城の高いのと、椎田のほうが少し安かって、それを合わせて当時の国保税がはね上がったときがありました。そのときに、私たち町民の皆さんから国保税の引き下げをしてほしいという署名を集めまして、５００筆ちょっと集めまして、当時の西畑議員に紹介議員になっていただきまして、議会にお願いいたしました。

否決されたんですけど、当時から署名を集めに回ったときに言われたのが、仕事をちょっと頑張って生活を楽にしようと思って頑張ったら、国保税がぼんと上がって生活が苦しくなって、何のために働いたのかわからないという声がありました。その当時から国保税は私の下げてほしいという気持ちをずっと持ってまいりました。

ということで、今回ずっとそのときから築上町の国保税は率も所得割、均等割、平等割全て変わっておりません。今度国保の都道府県化ということで、ちょっと変わるんじゃないかという期待を持っております。

ずっと国保税に関しては、私の気持ちはもう申し上げてきたところです。今回は、次がもう３月議会ですので、４月からの都道府県化に、３月ではちょっと遅すぎるのではないかとということで、今の経過についてお尋ねしたいと思います。

資料要求いたしまして、平成２８年度決算ベースの市町村別一人当たりの納付金額の仮算定結果、県提供分をいただきました。これを受けて、築上町の国保税はどうなると考えているのかという質問です。

９月議会の質問の後に、この２８年ベースの前の２７年度決算ベースの市町村別一人当たりの納付金の試算結果を見ました。見ますと、築上町は一人当たりの納付金相当額の数字の小さいことに驚きました。また、負担緩和前の２９年納付金試算が２４．５４％も上がることになっていることにも、違和感を感じました。

そして今回ですね、より正確な平成２８年度決算ベースの試算をいただきましたが、２７年度ほどではありませんが、やはり納付金相当額の数字は、６０市町村中で下から２４位とやっぱり小さく、負担緩和前の納付金試算も上がることになっています。

一人当たりの納付金額が小さいということは、県から示される納付金額は小さいということでしょうか。

また、国は平成２７年度より国保の基盤強化のため、低所得者層を対象に保険者支援制度を拡充し、全国ベースで１，７００億円、福岡県では約６０億円を６０市町村に配分しました。さらに国は来年度より追加で１，７００億円投入し、合わせて３，４００億円の公費が措置されます。

しかし、全国市町村の法定外繰入の総額は3,900億円であり、3,400億円程度の財政投入では、赤字の解消はもとより、今後の医療費の伸びに応えることはできないと懸念されています。

しかし、法定外繰入をしていない築上町では、この3,400億円は保険税の引き下げに効果があるのではないかと私の希望的観測ですけど、住民課のお考えをお聞きます。

○議長（田村 兼光君） 神崎住民課長。

○住民課長（神崎 博子君） 住民課、神崎でございます。ただいまの池亀議員の御質問にお答えいたします。

県への納付金額が小さいのではないかと御質問にまずお答えしますが、私の理解の仕方がちょっと池亀議員のおっしゃった質問とそぐわない部分があるかと思っておりますが、小さいというのが比較するものによって変わってくるものだと思いますので、その捉え方が池上議員の御質問と少しそれるかと思っておりますが、他町村と比べまして、ゼロ歳から74歳までの国保の被保険者1人当たりの納付金額を指されているということでしたら、県の中で比べれば中くらいのところにあるのかと思っております。

また、築上町が県に納める納付金の税額を比較するということでしたら、1人当たりの納付金額に被保数を乗じたものが県への納付金額として算出されますので、築上町とどこの市町村を比較するのかということによって、小さい、多い少ないということは決まってくるのかと思っております。

あと、その後の質問で、法定外繰入をしてこなかった築上町では3,400億円の公費の投入は保険税の引き下げに効果があるのではないのでしょうかという御質問にお答えいたします。

法定外繰入を今まで行ってきた市町村は繰り入れによって赤字の縮減を図ってきたわけですが、してこなかった築上町では累積赤字がふえてきました。その赤字が出ていた部分を公費で補填するというのが今回の考え方ですので、それが保険税の引き下げにつながるということにはなりませんので、そういうことだと思います。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 今、赤字を公費で補填するという、私たちの考えはそういうことを危惧していると。だから今、一般会計からの繰り入れをしているところが、それをこの3,400億円でその繰り入れを減らして、公費の分で赤字解消に使うのではないかとということに危惧していると、私たちの考えはそうです。

そうでなくて、やっぱりこの3,400億円の公費を住民サービスの向上につながることに使っていただきたいという私たちの気持ちを一応述べさせていただきます。

次に、この28年度決算ベースの納付金額仮算定に基づいた標準保険料率は県からも示されているのでしょうか。県は11月以降、国保運営方針を決定することになっていますが、運営方

針は示されていますか。

もう次の質問も一緒にします。今の経緯からずっといきまして、ことしの12月に県の12月議会で条例が制定されるということです。それで来年1月に県は確定納付金額を示すとされています。

結局は、この今議論していますが、この確定した納付金額と標準保険料率が示されるまで町は本格的な議論ができないということでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 神崎住民課長。

○住民課長（神崎 博子君） ただいまの池亀議員の御質問にお答えいたします。

28年度決算ベースの納付金額仮算定に基づいた標準保険料率が県から示されているのかという御質問ですけれども、各町村に県から示されてはおります。ただ、仮係数に基づいて算定したものであり、本係数への更新などにより、今後変動するという事を県からは言われている状況です。

その次の、県の国保運営方針の決定についてですけれども、運営方針は、素案については一応各町村に示されております。現在の状況としましては、その素案を県知事が福岡県国民健康保険運営協議会に諮りまして、それに対する答申が県知事に提出されたという情報まではいただいております。

最後の御質問で、1月に県が確定納付金額等を示してからでないと、町のほうでは本格的な議論ができないということですかという御質問であったかと思えますけれども、そうですね、平成30年度の税率等を正式に決定するための議論ですので、そういう確定の数字が出ないことには、今のところはおっしゃるとおりできないということになります。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 今までの経過は大体私の想像どおりでした。ぜひ1月以降の議論に住民の方々の幸せを守る立場で議論していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

今回の国保制度改革の目的は、高い保険料などに代表される国保が抱える財政上の構造的問題を解決し、持続可能な医療保険制度として構築するために行われるとされています。そのために公費を拡充し、都道府県が財政運営を担い、都道府県と市町村が役割分担することでこうした問題を解決することが目的の改革です。この都道府県化がこの目的にかなう改革となるための議論が必要と考えます。

9月の県議会の答弁で、兵頭医療保険課長は、「国保には、小規模保険者である町村が存在し、財政が不安定になりやすいといった財政運営を行う上での課題があります。今回の改革で、国保への財政支援の拡充により財政基盤が強化されるとともに、平成30年度から都道府県も国保の

保険者となり、県単位で財政運営を行うことによって制度が安定化し、国民健康保険の基盤である国保制度が持続可能なものになると認識している。県といたしましては、国において新制度移行後の運用状況を十分に検証すること、そして、地方と協議しながら子供に係る均等割保険料の軽減措置導入や国の定率負担の引き上げなど、さまざまな財政支援の対策を講じ、将来的な医療費の割高に耐え得る財政基盤の確立を図るよう、国にも要望している」と答弁されています。国民健康保険制度を持続可能な制度とするために、国の財政支援が不可欠です。

町長にお尋ねします。町も市町村会などに働きかけて、国に強く要請していただきたいという要望を申し上げまして、お考えをお聞きます。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 極力、町の財政負担がないように、やっぱり国県が積極的に財政支援をしていくという、そして県が保険者になればと。

しかし、町が保険料の徴収はしなければいけないという形になっておりますので、その保険給付と、それからいわゆる国保に要する経費、それは全部自分の町で負担してくださいという形になるので、極力やっぱり医療費を下げるということが私は一番大事なことじゃないか、そして健康な町を皆さんになってもらうという、これがやっぱり一番肝要じゃないかと思うので、健康づくりにこれを皆さん協力していただくということで町政を推進してまいりたいとこのように考えております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 以上で、都道府県化の質問を終わります。

次に、国民健康保険税の減免状況について質問いたします。

築上町国民健康保険の減免に関する規則の減免基準を見ますと、災害等により損害をこうむった場合、いわゆる激甚災害とかそういう場合だと思います。それから、生活保護を受けている場合などで、苅田町などにある扶助を受ける者、多分生活保護のことだと思うんですけど、またはこれに準ずる者の、「準ずる」がありません。

それで、この減免基準は現実には余り使えない制度ではないかと思っていましたが、県の出している資料では平成23年から27年まで出ているんですが、築上町は23年は8件、24年9件、25年6件、26年6件、27年5件と挙がっています。これはどういった状況の方が減免になっているのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 江本税務課長。

○税務課長（江本昭二郎君） 税務課の江本でございます。ただいまの池亀議員さんの質問についてお答えしたいと思います。

まず、先ほどの質問の中で規則の減免基準で、苅田町等にある扶助を受ける者、またはそれに

準ずる者という、「準ずる者」がありませんということで今指摘を受けましたけれども、今、本町におきましては、税条例の第26条第1項2号、貧困により生活のため公私の扶助2を受ける者、またはこれに準ずる者ということであつたわけしております。

規則のほうには御指摘のとおり入っておりませんでしたので、こういう附則の文言に関しては今後見直しといたしますか、訂正と改正をする方向で考えたいと思っております。

それから、2点目になりますけれども、どういった状況の方が減免を受けられているのかということなんですが、税務課のほうでは、国民健康保険税の減免につきましては、税条例の第26条、それから26条の2、先ほどの国民健康保険税の減免に関する規則の減免の基準に基づきまして、義務者の申請により減額と免除となっております。

現時点におきましてはといたしますか、平成29年度の内容につきましては、税務課備えつけの減免申請の受付台帳によりますと、第26条の第1項1号、内容は、天災地変等により生活が著しく困難となり、年度中に回復の見込みがない者に該当する分はゼロ件です。

そして、第26条第1項第2号、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者、またはこれに準ずる者、いわゆる生活保護の規定による保護を受けている場合などが1件ございます。

それから、第26条の第1項第3号、その他特別な事情がある者、具体的には、国民健康保険の第59条の規定によります少年院や刑事施設等に収容、拘禁されたときに該当する場合、これが今年度は1件ございます。

その他、第26条の2として、後期高齢者医療制度の創設に伴います減免で、旧扶養者に係る国民健康保険税の減免が4件、合わせて6件の減免が今年度は対応されています。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） ありがとうございます。減免の件に関しては、これからまたお聞きしながら、いい方向に減免できるように改善していきたいと、御一緒にしていきたいと思っております。

もう1件です。2010年の4月から、リストラなど非自発的失業者に対する保険料負担の軽減及び高額療養費の負担区分における所得基準の緩和制度が開始されました。

対象者は、離職した日の翌日の属する月からその月の属する年度末まで、保険料及び保険料応益負担軽減基準に用いられる所得の算定で、前年給与所得を実際の30%として計算が行われる。また、高額療養費の負担区分でも算定されるとあり、財源は国の財政調整交付金で補填される。市町村は実施しなくてはならない制度といえるとあります。

給与所得のあった者が国保に加入する場合に、非自発的失業者に該当しないか雇用保険受給資格証明書の提示や事情の聴取を行うことになっています。築上町ではそういうことを行っているのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 神崎住民課長。

○住民課長（神崎 博子君） 住民課、神崎でございます。ただいまの池亀議員の御質問でございますけれども、築上町も行っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 行っているということで大変うれしいです。

それでは、国民健康保険税の質問を終わります。

次に、買い物弱者について質問いたします。

買い物弱者対策はどこまで進んでいるか。前回の質問で福祉課より、「高齢者の移動支援につきましては、幾かの自治会や団体などから要望の声が上がっております。福祉課としましては、高齢者全体の買い物支援や通院に使えるような移動支援ということで他団体の取り組み等を参考にしながら情報収集を行っていきたい。他団体の取り組みとしましては、民間事業所の活用や地域住民の取り組みなど、タクシー券の増額等もあわせて関係機関との協議を行いながら検討していきたい」という御答弁をいただきました。

その後、対策は進んでいるでしょうか。今現在の計画などありましたら御答弁をお願いします。

○議長（田村 兼光君） 椎野福祉課長。

○福祉課長（椎野 満博君） 福祉課、椎野でございます。買い物弱者対策についてでございますが、これまで福祉課内で他市町村の事例や現行の築上町のサービスの現状、その改善方法などに検討をしてきました。

まだ実際に実現できていることはございませんが、9月議会の補正予算で買い物支援アンケートの経費について計上させていただき、御承認いただきました。

このアンケートは、65歳以上のみで構成された世帯に、買い物環境に関するアンケートを実施するものです。今現在準備して、年内あるいは年明けに発送予定で、日ごろの買い物に対する場所や交通手段、どのようなことに不便を感じているか、また通信販売や移動販売の利用状況など、地域の特性なども調査をしたいと考えております。

また、鞆野議員の質問でもございました住民交流会で、住民主体のサービス協議ということも8月から話し合いを始めております。ここで移動手段、独居老人、助け合いサービスということでもテーマを決めて、どのようなことができればいいのか、どのようなことができるのかということでも話し合いを進めています。

次回以降、1月以降になりますが、福祉法人の地域貢献という観点から、介護事業所、社会福祉協議会、障害施設などの事業所の方に来ていただき、どのような貢献ができるかということも話し合っただけならということで準備を進めております。

また、試験的な試みでございますが、オレンジカフェきづきで送迎バスを実施しております。そのカフェのイベントの1つとして毎月1回、メタセに買い物ツアーということで、事前予約していただいた方に実施をしております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） わかりました。私たち日本共産党は、地方の財源不足が22年間も続いているのに、政府が地方交付税の法定率を引き上げず、自治体の歳出抑制や住民サービス低下につながっているとして、慢性的な地方財源不足の改善のために、国に法定率の引き上げを求めています。総務省は、法定率引き上げが原則と国会の答弁で認めています。ぜひ御一緒に運動を進めて、いろんな住民サービスの向上につなげていきたいと思っております。

次に、移動販売について質問します。

10月ごろ西日本新聞に、「ここに住み続けたいが老いる町、買い物、交通に影」と題した記事が載っていました。「静かな住宅街に移動販売車の訪問を告げる音楽が響いた。手押し車を押した女性が次々と集まってくる。週1回、グリーンコープふくおかが行なっている移動販売だ。車は公民館の横に停車すると、運転手が野菜や総菜などを運び、近くの小屋の机に陳列した。車の冷蔵庫には肉や刺身も並ぶ。御近所同士のにぎやかなおしゃべりに小屋の中が華やいだ。グリーンコープ生協ふくおかは2013年、買い物弱者を支援するため、町の委託で移動販売を始めた。現在、遠賀町や豊前市、水巻、上毛両町などでも行っている。地方都市を中心に顕著化する人口減少は公共交通にも影を落とす。最後まで住みなれたこの土地で暮らしたいけど」という記事でした。

上毛町の初年度の委託料は55万5,000円だそうです。築上町でも移動販売について検討しているというお話を聞きましたけれど、取り組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 椎野福祉課長。

○福祉課長（椎野 満博君） 福祉課、椎野でございます。移動販売についてでございますが、今現在、町内の個人店舗のほうで幾つか実施しているということもお伺いたします。また、商工課と共同で福岡共同組合の事業内容等を説明を受けました。

そして、京築地区ではまだ未実施とのことでございますが、近隣市町村でグリーンコープふくおかの移動販売の契約はあるようでございます。これにつきましても、今現在、情報を参考にしながら、どのようにできるかということは検討しております。

次に、町内事業者の状況把握ということで、移動販売のことを、町内の状況を今後調べていきたいと考えております。

今後、このような戸別配達や移動販売など民間の状況を把握し、町内住民の皆様にお知らせす

る資料、パンフレットのようなものを作成したいと検討しているところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 住民サービスのために頑張ってください。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、次の質問に移ります。

有害鳥獣対策について質問します。

前回の質問で、町長は、「基本的には上乗せする考えはございません。というのが、たとえ上乗せしても上乗せしなくても、とる数は一緒でございます」という御返事でした。

そして、ことし9月議会で産業課長から、「この件につきましては、今、京築管内においても上乗せという形で出している町がみやこ町と上毛町がございます。今年の5月に会計検査が入りました。この会計検査の中で、このみやこ町、上毛町の上乗せ分について、現在国が出している8,000円については上限という表示の仕方をしています。だから、町のほうが単費で上乗せをつけた場合については、8,000円を上限としますので、町が3,000円をつければ、この交付金は5,000円になると、そういう説明が今回の会計検査でございました」という答弁でございました。

そのときにも、私は少し違和感を感じたのですが、次の日の西日本新聞には、ほとんど1ページを使って、「鹿食害、桜植えてもはげ山に、10年で生息数倍増、国は23年度に半減させる目標を掲げる。捕獲で国を上回る目標を掲げる都道府県もある。大分県もその一つ。23年度に約10分の1に減らす計画だ。そこまで減らさないと被害を抑えることはできないと、県森との共生推進室のクラハラマサヒデ参事は言う。報奨金も原則冬場の狩猟期間は国の8,000円に県と市町村が各2,000円上乗せして1万2,000円、期間外も1万円に設定している。捕獲数は増加傾向で、年間4万頭前後で推移。クラハラ参事は、今のところ順調と言うが、先行きに不安はあるとも。県は本年度から狩猟免許を手数料を無料にするなど手だてを講じるが、駆除の目標を達成して被害をなくせるかは未知数だ」という報道です。

私たちは11月に農林水産業について福岡県と交渉を行いました。県から農林水産関係の10以上の部から15名の職員が出て、私たちの要望に真剣に答えてくれました。このとき、戸別所得補償の問題や主要農産物種子法廃止などと一緒に、有害鳥獣対策についても上乗せを要望しました。そのときにも会計検査の話は出てきませんでした。ここで産業課長の9月の答弁への疑問、違和感が大きく膨らみました。

いろんなところが鳥獣被害をなくすためにいろんな試みをしている、たしかに上乗せしたからといって、とる数がふえることはないかもしれません。しかし、いろんなところが試みをしてい

る、県の交渉でもよい返事はいただけませんでした。私たちの話に共感を示してくれました。

9月議会の質問の最後に、この有害鳥獣、しっかりと指導してなるべくたくさんとってもらよう努力していただきたいという、この質問に、築上町としてどう努力していくのか、会計検査がございましたという答弁だけでなく築上町でどう努力していくのかという答弁をぜひお願いしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 篠田産業課農林水産係長。

○産業課農林水産係長（篠田 賢一君） 産業課の篠田でございます。

先ほど質問がありました被害額を減らすためにはどのような対策を町で講ずるかという御質問なんですが、築上町のほうでは現在、有害鳥獣捕獲対策で目指している構想がございます。それを申し上げたいと思います。

農作物の被害防止のために有害鳥獣の捕獲対策事業を行っております。最終的に行政のほうが目指したい構想というのが、行政と個人、あと集落が一体となった取り組みを目指したいと考えております。ですが、3段階を追って順番に事業を行って、この構想を達成したいと考えております。

まずは、皆さん御存じのとおり国庫事業、あと県の事業、町の事業でそれぞれ行いました有害鳥獣の進入防止柵の設置です。インフラの整備をまず第1段階に行いました。第1フェーズ、それを行いました。

第2フェーズとして、捕獲従事者の人材育成を今後行っていきたいと考えております。

第3フェーズとして、集落ぐるみの取り組みということで、侵入防止柵設置したんですが、設置ただけでは効果がないので、その維持とか管理を自治会のほうでしっかり管理してもらう、そういった人材も育てていくということで、最後、第3フェーズで取り組みをまとめたいと考えております。行政と地域の住民、あと捕獲する個人の方、それぞれおのおのが頑張ることによって、有害鳥獣が必ず減るのではないかと考えております。

あと、町のほうで今現在行っている対策について、簡単ですが説明させていただきます。

国庫事業では、もう御存じのとおり侵入防止柵の設置を29年度までに行いまして、31集落、距離で144キロの設置を行っております。緊急捕獲事業に関しましては、鹿、イノシシ1頭当たり捕獲報償金を8,000円を交付する事業ですが、平成28年度は934頭捕獲しております。

県の事業においては、狩猟免許の助成事業ということで狩猟免許を取る方の半額を補助している事業を行っております。

町の事業としましては、鳥獣害被害対策実施隊の設置、あと有害鳥獣捕獲対策協議会の設置、最後に有害鳥獣捕獲従事者活動支援補助金といって銃器やわなに係る保険料を補助する事業を行っております。

国県町、それぞれの事業を活用しながら、従事者を支援しているところでございます。

今後については、イノシシ、鹿、先ほど御指摘があったとおり、鹿、イノシシの捕獲頭数については1頭当たり8,000円の捕獲報償金が交付された平成26年ぐらいから急激に、200頭ぐらいから900頭に跳ね上がりました。

現在に至るまでは、26年から29年までは900頭のまま横ばいで推移しているところです。上乘せ、この900頭に対して8,000円をさらに2,000円、3,000円と上乘せしたところで、この900頭は変わらない数字だと思っております。それを対策として、鹿、イノシシの捕獲頭数をこれ以上ふやすためには、45名の捕獲従事者を増員する必要があるということで考えております。

近年、鹿、イノシシの増加に加えて、中型哺乳類の農作物の被害の増加が見られます。このため、鹿、イノシシ及び中型哺乳類の捕獲に効果的な、銃ではなくわなの捕獲の資格取得やわな購入に係る費用を助成する事業を講じまして、それぞれ第2フェーズで対策として考えております。以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） いろいろ御努力されていると思います。ぜひ、鳥獣被害が減るのが一番大事ですので、頑張ってくださいと思います。

1964年に木材の全面輸入自由化が強行されまして、外材が木材総需要量の7割以上を占めて、自給率が1955年の約3分の1にまで落ち込む中、日欧EPAやTPP等で製材品や合板の関税までも今、撤廃されようとしています。

山は荒れ、食べ物がなくなった動物たちが食料を求めてふもとまでおりてきて農作物に被害を与えています。政府は動物たちの住める自然の山を取り戻すことにこそ力を注ぐべきだと考えます。

以上、これで鳥獣被害の質問を終わります。

次に、庁舎建設について質問いたします。

庁舎建設については、昨日からずっともう皆さん質問していらっしやって、大体もう内容がわかってきました。

私が2点聞きたいのは、私たちは3月議会の庁舎建設事業、予算3億1,805万8,000円に、私は今後の農協の土地移転費用、庁舎の建設費などの莫大な予算が必要となると考えられる。将来、町が債務を支払っていかなければならないと議会や町民への丁寧な説明と慎重な検討を求めて反対しました。

今回の庁舎建設の提案の中で、町長は議会や町民への丁寧な説明をしたとお考えでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まだ一応、この前提示したあれが説明でございますし、まだ煮詰める場面が多々ございます。

そういう形の中で、基本的にはあと町民の皆さんには広報、それからパブリックコメントで意見を求める会を開きながら、最終案を決定していきたいとこのように考えております。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） それともう1点、昨日の質問への答弁で町長は、「支所の機能は大幅になくなる」と答弁されました。私たち日本共産党は、支所の機能の低下は住民サービスの低下を招くものであり賛成できません。今からでも支所の機能を残して庁舎建設を考えることはできませんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には今総合管理課でやっている仕事がございますが、住民と密接なサービスを提供する部署は、私はそのまま残したいとこのように。

ただし、総合管理課の中でも登記事務がございます。こういうものはできればもう本庁のほうに、いろんな登記がありますので、それをこっちに持ってきたいということで、とにかくやっぱり住民サービスが低下しないような、総合管理課の部署、これは残して、あとの部署はまたちょっとまた検討はしていきたいと思っておりますけど、本庁に集約したほうがいろんな形で、そしてあと、どうしても住民の皆さんが相談窓口、一応総合管理課の中に住民の皆さんのいろんな要望を聞いたり、そして今でも行っております本庁に用事がある方はこっちまで送迎をして、また支所までお送りすると、このような制度を今でもやっておりますので、この制度はそのまま残していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 池亀議員。

○議員（4番 池亀 豊君） 庁舎の関係の質問はあしたも続くと思っておりますし、あしたってまだ決まっていないですね、まだ続くと思っておりますし、きのうも皆さん質問しました。

私の質問は以上で終わります。

○議長（田村 兼光君） これで本日の一般質問を終わります。

残りの質問については、あす15日に行います。

○議長（田村 兼光君） 本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

午後0時11分散会
